

## 「施策」総括表

施策展開	2-(2)-ア	母子保健、小児医療対策の充実		
施策	①子どもや母親の健康の保持・増進	実施計画掲載頁	92頁	
対応する 主な課題	<p>○沖縄県では、乳児死亡率は低下傾向にあるものの、低体重児出生率や周産期死亡率は高い状況にあることから、安心して妊娠・出産ができる環境を整備し、母子保健の向上を図る必要がある。</p> <p>○小児救急医療体制については、特定の病院への集中や軽症な患者の受診などにより、医療従事者の負担が大きくなっており、小児救急患者が容体にに応じていつでも受診できる環境整備が求められている。</p>			
関係部等	保健医療部			

### I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成25年度				
	主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
○妊産婦を支える体制づくり				
1	妊婦健康診査支援事業	188,400	順調	○妊婦健康診査に関するチラシを作成し、妊婦健診費(14回分)の公費負担の活用等や早期の妊娠届出等について周知を図った。そのうえで、市町村が平成24年度に実施した妊婦健康診査事業14回分のうち、9回分について、対象費用の2分の1の補助を行うとともに、市町村の妊婦健康診査状況等調査を実施し、調査結果を市町村に還元した。(1)
2	周産期保健医療体制整備事業	17,505	順調	○周産期医療を担う「地域周産期母子医療センター」として県立宮古病院を認定し、沖縄本島から容態の安定した妊産婦、新生児の受入体制の整備を図った。また、周産期母子医療センターの空床情報等や搬送患者情報を共有できるネットワークシステムを構築した。システムは携帯端末等での情報の閲覧や、情報処理が利用できるよう利便性の向上に努めた。(2)
3	特定不妊治療費助成	174,871	順調	○健康保険の適用外となっている特定不妊治療(体外受精・顕微受精)の費用の一部を助成する制度について、ホームページの内容をわかりやすくリニューアルした。そのうえで、特定不妊治療における治療費の一部助成を実施した(1,402件)。また、沖縄県不妊専門相談センターで電話相談191件、面接相談9件を行った。(3)
○乳幼児の健康の保持・増進				
4	乳幼児健康診査の充実	893	順調	○1月に市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会を実施するとともに、宮古・八重山地区では専門健診(遺伝相談及び心理相談)を実施した。また、健診結果のデータを分析し、保健指導に活用する体制を構築するための市町村向け予備調査を実施した。(4)
5	先天性代謝異常等検査	40,489	順調	○県内で出生した全ての新生児に先天性代謝異常等検査を実施した(実績値100%)。(5)

様式2(施策)

6	こども医療費助成	1,033,876	順調	○市町村から要望の多い自動償還方式(保護者が市町村窓口へ申請を行なわなくても医療費が助成される制度)を導入した。そのうえで、市町村が実施することも医療費助成制度について、対象経費の1/2を補助した(延べ件数1,323,195件)。(6)
7	在宅療養を支える環境づくり	12,255	順調	○機器貸付時には複数機種の提示をするよう委託事業者と調整を行ったうえで、在宅療養する人工呼吸器を装着した難病患者(児)の停電時における電源確保のため、バッテリーまたは自家発電装置を39人に貸与補助を行った。(7)
8	子どもの心の診療ネットワーク事業	—	未着手	○子どもの心を専門に扱う医師を確保できず、診療拠点病院が未設置なため、事業未着手となった。今後、心のケアを行う医療機関と調整を行い、体制整備を図る。(8)
○小児救急電話相談				
9	小児救急電話相談事業(#8000)	11,100	順調	○休日・夜間の子どもの急な病気への対処や医療機関の受診の判断等について、看護師・医師による電話相談「#8000」を土日祝日を含む、毎日19時から23時まで実施した。新聞広告や保育施設等へのポスター配布による事業の周知を行うとともに、看護師の相談技術研修への参加により相談技術の向上が図られ、相談件数は8,218件となった。(9)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	乳児死亡率(出生千対)	2.7 (22年)	2.7 (24年)	2.3	増減なし	2.2 (24年)
	状況説明	乳児死亡率はH23年に2.4と改善したものの、H24年は2.7と悪化し、全国との差も広がった。晩婚化等で母体の年齢が高くなり、母体合併症・妊娠合併症等を抱える妊産婦が増え、周産期に発生した病態や先天奇形、変形及び染色体異常による乳児死亡割合が高い。妊娠中及び乳児の異常を早期発見し、必要に応じた適切な措置を講じられるよう、妊娠中や乳児期の定期的な健康診査の促進を図り、H28目標値の達成に繋げていく。				
2	周産期死亡率(出産千対)	4.1 (22年)	4.3 (24年)	減少	△0.2ポイント	4.0 (24年)
	状況説明	H22年4.1からH24年4.3と悪化し、全国に比べて高い状況となっている。晩婚化等で母体の年齢が高くなり、母体合併症・妊娠合併症等を抱える妊産婦が増え、周産期に発生した病態や先天奇形、変形及び染色体異常による新生児死亡割合が高い。妊娠中の異常を早期発見し、必要に応じた適切な措置を講じられるよう、妊娠中の定期的な健康診査の促進を図り、H28目標値の達成に繋げていく。				
3	低体重児出生率(出生百対)	11.2 (22年)	11.6 (24年)	9.6	△0.4ポイント	9.6 (24年)
	状況説明	H22年11.2からH24年11.6と悪化し、全国に比べて高い状況となっている。晩婚化等で母体の年齢が高くなり、母体合併症・妊娠合併症等を抱える妊産婦が増えていることが要因の一つとなっている。妊娠中及び乳幼児の異常を早期発見し、必要に応じた適切な措置を講じられるよう、妊娠中の定期的な健康診査の促進を図り、H28目標値の達成に繋げていく。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
	23年	24年	25年		
妊婦健診公費負担回数	14回 (23年)	14回 (24年)	14回 (25年)	→	14回 (25年)
特定不妊治療費の助成件数	1,178件 (23年度)	1,391件 (24年度)	1,402件 (25年度)	↗	—
1歳6か月児、3歳児健診受診率	1歳6か月: 86.9% 3歳児: 80.5% (22年度)	1歳6か月: 86.5% 3歳児: 82.2% (23年度)	1歳6か月: 86.9% 3歳児: 83.9% (24年度)	↗	1歳6か月: 94.8% 3歳児: 92.8% (24年度)
こども医療費の自動償還実施市町村数	—	22市町村 (23年)	36市町村 (24年)	↗	—
貸与補助対象者数(バッテリー及び発電機)	—	22人 (24年)	38人 (25年)	↗	—
救急医療告示病院数	26施設 (23年)	25施設 (24年)	25施設 (25年)	→	—
#8000利用後、「翌朝9時以降に受診」又は「受診していない」割合	70% (23年)	74% (24年)	75% (25年)	↗	—

III 内部要因の分析 (Check)

○妊産婦を支える体制づくり

・妊娠中の健康管理のためには、早期の妊娠届出と妊婦健診の定期的な受診勧奨を周知啓発していく必要がある。  
 ・不妊治療にあたっては精神的なケアが必要とされるため、不妊相談センターの相談等の取組は継続する必要がある。また、相談センターの認知が十分でないことから周知についても継続して取り組む必要がある。

○乳幼児の健康の保持・増進

・先天性代謝異常検査について、1回の検査で20種類以上の病気をより高い精度で調べることができるタンデムマス法を用いた検査の導入が必要である。  
 ・子どもの心の診療ネットワーク事業については、小児精神科医の負担軽減を図る上でも、他の精神科医師との医療連携や福祉関係機関とのネットワーク整備が必要となる。  
 ・在宅人工呼吸療法児の災害時の電源確保事業では、委託業者の選定について難病支援相談事業との繋がりや成人への移行、成人の在宅療養者との窓口一本化の課題があった。

○小児救急電話相談

・子どもの既往歴や服用歴の確認に時間が掛るため、相談時に必要な情報についてポスター等に掲載するなど、相談者の負担軽減を図る必要がある。

IV 外部環境の分析 (Check)

○妊産婦を支える体制づくり

・妊婦健康診査支援事業について、母体や胎児の健康確保を図る上で、妊婦の健康診査の重要性、必要性が一層高まっている。  
 ・出産年齢の上昇等により、妊娠高血圧症候群等が増加しており、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にある。  
 ・経済的な理由等により妊娠届出が遅れ、健康診査を受診しない妊婦もみられる。  
 ・周産期医療体制整備について、周産期母子医療センターの病床利用率は、ハイリスク妊産婦の増加により常に満床状態にある。  
 ・思春期から更年期に至る助成（特に妊娠に悩む者）は、女性特有の身体的特徴を有することで様々な支障や心身にわたる悩みを抱えている。

○乳幼児の健康の保持・増進

・乳幼児健診の受診率は、年齢が上がるにつれて低下傾向にある。  
 ・市町村が実施するこども医療費助成制度は対象年齢の引き上げや給付方法の変更など制度拡充の要望が強い。  
 ・子どもの心の診療ネットワーク事業は、小児精神科医師が全国的に少なく、専従医師の確保が困難である。

## V 施策の推進戦略案 (Action)

### ○妊産婦を支える体制づくり

- ・妊婦健康診査支援事業について、妊婦健診と乳幼児健診データ等を連結することにより得られた情報を活用し、低体重児出生の要因分析や未受診妊婦の状況の分析等を行い、分析結果に基づいた妊産婦や乳幼児の保健指導案を作成し、市町村における妊産婦・乳幼児支援の体制整備を図る。
- ・出産年齢上昇による健康管理が重要となる妊婦については、市町村での母子健康手帳交付時の保健指導継続を働きかける。
- ・経済的理由で受診が遅れている妊婦への対応として、ポスター等を掲示し、妊娠届出を各市町村窓口へ行う際に医療機関の妊娠証明書が不要であることや、妊娠期に必要な14回の健診全てが公費受診できることなど周知を図る。また、妊婦健康診査支援基金事業は平成25年度より地方交付税措置がなされ終了となったため、今後は各市町村による妊婦健診の公費助成が安定的・継続的に実施され、地域において安心して妊娠し出産できるよう、妊婦健診の受診状況の把握や受診結果の分析等を行い、妊産婦の保健指導体制の整備を図る。
- ・周産期医療体制整備について、新たな基金を活用し、周産期医療における医療従事者や関係者の人材育成等を行うとともに、全ての分娩に新生児蘇生法を習得した医療スタッフが立ち会うことができる体制整備を図る。
- ・特定不妊治療費助成について、不妊に悩む人がより多く専門相談員による支援が受けられるよう、不妊専門相談センターの受付日や時間の拡充を行い、不妊専門相談センターや受付日などの拡充について、リーフレットを配布する等、周知を図る。

### ○乳幼児の健康の保持・増進

- ・乳幼児健診の受診率の増加を図るため、母子(親子)健康手帳交付時の保健指導の際に、乳幼児健診の重要性について両親へ周知するよう、市町村担当者会議等において働きかけていく。また、各市町村が乳幼児健診受診率の状況について、県内での位置づけを認識できるよう、母子保健大会の際に状況を報告させ、母子保健統計の冊子として各市町村へ配布する。加えて、今後乳幼児健診受診率を上げる工夫について、各市町村から収集した情報の提供を行う。
- ・先天性代謝異常検査のタンドムマス法の導入にあたっては、医療機関や検査機関等との連携体制の構築、精度管理の実施体制の整備を行い、導入後も検査率100%を維持する。
- ・市町村が実施することも医療費助成制度について、平成25年11月から一部市町村で自動償還方式が導入されており、今後、自動償還方式を実施予定の市町村が円滑に導入できるよう環境整備を行い、導入に必要なシステム改修費の補助等を通して、多くの市町村の参加を促す。
- ・子どもの心の診療拠点病院の選定について、国立琉球病院その他の医療機関と調整を図ると同時に、診療拠点病院のみに一極化しないよう精神科病院協会との診療調整や診療支援等に関する連携及び福祉関係機関との調整会議を開催していく。
- ・在宅人工呼吸療法児の災害時の電源確保事業では、委託事業者選定時に、就業支援等を実施する難病支援相談事業を行っている事業者であることを考慮することにより、対象患者が成人する時等の難病相談支援事業とのスムーズな移行・連携を図る。

### ○小児救急電話相談

- ・より多くの電話相談を受け入れられるよう、小児救急電話相談(＃8000)周知ポスターに相談時の必要事項(既往歴や服用歴等)に関する記載や、音声ガイダンスによる案内が設けられないか検討する。

## 「施策」総括表

施策展開	2-(2)-イ	地域における子育て支援の充実	
施策	①地域における子育て支援及び支援体制の充実	実施計画掲載頁	94頁
対応する 主な課題	<p>○沖縄県は、保育所入所待機児童が全国と比べて多く待機率が高いことから、保育所整備や認可外保育施設の認可化促進等により、潜在的待機児童も含めた待機児童の解消を図る必要がある。</p> <p>○沖縄県は、全国と比べ私立民営の放課後児童クラブが多く、保育料が高いなどの課題があることから、利用者の負担軽減を図る必要がある。</p> <p>○歴史的背景から公立幼稚園のほとんどが小学校に併設され、5歳児の公立幼稚園就園率が高く、午後の保育に欠ける幼稚園児が多いことから、預かり保育の拡充が必要とされている。</p> <p>○安心して子育てと仕事の両立ができるよう、保育所、認可外保育施設及び放課後児童クラブ等における保育の質の向上と多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図る必要がある。</p>		
関係部等	総務部、子ども生活福祉部、商工労働部、教育庁		

### I 主な取組の推進状況 (Plan・Do) (単位:千円)

平成25年度			
主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
○新たな子育て支援			
1 認可化移行支援事業	515,539	順調	○補正予算で予算措置を行い、運営費支援の拡充を図り、年度末時点で6市町22施設の794人の児童に対し、人件費等の運営費の支援を実施した。(1)
2 指導監督基準達成支援事業	10,409	大幅遅れ	○事業実施の要件について、指導監督基準を達成するだけでなく、過去に指導監督基準を満たしておりその維持のために施設改修が必要な施設についても、施設改修費助成の対象に含める改正を行った。そのうえで、認可外保育施設指導監督基準を達成・維持するための施設改修費の助成を行った。助成件数は、実施計画計画値20施設に対し7施設となったため、大幅遅れとなった。(2)
3 新すこやか保育事業	404,312	順調	○牛乳代、米代、おかず・おやつ代として別にしてきた基準を給食費として統合し、補助上限額を77円から89円に拡充したうえで、認可外保育施設に対して、健康診断費・給食費等の助成を行った。(3)
4 認可外保育施設研修事業	40,839	順調	○放課後児童クラブの公的施設活用を促進し、クラブの環境改善等を図るため、市町村が実施する施設整備事業等に対し補助を行った。事業実施にあたって、要件となっている市町村の計画策定に時間を要したことや、利用可能な公的施設の確保には調整に時間を要したことから、公的施設移行計画値の10施設に対し、7施設に留まり、やや遅れとなった。(6)
5 保育対策総合支援事業	8,324	順調	○保育士養成校など関係団体と意見交換を実施し、貸付け対象の拡大等について検討することとしたうえで、指定保育士養成施設に在学する学生46人に修学資金の貸付けを行った。(7)
6 放課後児童クラブ支援事業	86,578	やや遅れ	
7 保育士修学資金貸付事業	147,920	順調	

○多様なニーズに対応した子育て支援					
8	特別保育事業等助成事業費	804,780	順調	○市町村との会議等を通じて、それぞれの地域のニーズ等の情報共有を行った。そのうえで、市町村が実施する、特定保育事業、延長保育事業、休日保育事業、夜間保育事業、病児・病後児保育事業等へ補助金を助成することで、保育サービスのさらなる充実を図った。(8)	
9	安心こども基金事業	4,112,723	順調	○保育所の創設や増改築に対する施設整備補助(計画値10施設、実績値32施設)を実施した。(9)	
10	公立幼稚園の預かり保育の拡充	—	順調	○市町村教育委員会の幼稚園担当指導主事等へ研修会等を実施し、市町村「幼児教育政策プログラム」の作成促進を図った。公立幼稚園の預かり保育実施状況を調査したところ、実施園は170園で全体の71.1%となった。(10)	
11	子育て支援推進	67,472	順調	○私立幼稚園が行う通常保育終了後の預かり保育や休業日の預かり保育等、子育て支援事業に要する経費に対し助成を行った。(11)	
12	児童健全育成事業補助事業費	696,483	順調		
○仕事と家庭の両立支援					
13	ワーク・ライフ・バランス推進事業	8,034	順調	○ワーク・ライフ・バランスセミナーを2回開催するとともに、ホームページや広報誌等を活用による継続的な周知・啓発に務めた。 また、事業者へのより一層の周知を図り、事業所内でのワーク・ライフ・バランスへの取組みを支援するため、県内の14事業所に計29回社労士を派遣し、講座を8回開催した。(13)	
14	ファミリーサポートセンター推進事業	253	順調	○ファミリーサポートセンターアドバイザーを対象とした研修会の開催やチラシの作成による周知・啓発等を行った。(14)	

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1 保育所入所潜在的待機児童数	9,000人 (23年)	6,033人 (26年)	3,360人	2,967人	—
状況説明	基準値の9,000人は平成23年度時点での推計値で、現状値の6,033人は、平成24年度以降に取り組んだ事業等により増員された定員数2,967人を基準値から差し引いた推計値である。 ※2,967人＝平成26年4月1日現在の定員数－平成24年4月1日現在の定員数 引き続き保育所整備等による定員増を支援し、平成28年度目標値の達成を目指す。				
成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
2 公的施設等放課後児童クラブの設置割合	44% (23年)	46.7% (25年)	65%	2.7ポイント	85% (23年)
状況説明	実施主体である市町村と連携し、クラブの公的施設活用の促進に取り組んだ結果、平成25年度(5月1日現在)は基準値である平成23年に比べクラブ設置割合が2.7ポイント増加した。引き続き、取組を推進し、平成28年度目標値の達成を図る。				

様式2(施策)

3	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
	放課後児童クラブ平均月額保育料	11,000円 (22年)	10,711円 (24年)	低減	289円	8,000円未満 66.2% (20年)
	状況説明	保護者の負担軽減のため、実施主体である市町村と連携して、公的施設活用促進等による平均月額保育料の低減に取り組んだ結果、平均月額保育料が平成24年は10,711円となり、基準値である平成22年の11,000円に比べて289円低減された。				
4	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
	預かり保育実施園率(公立幼稚園)	62.1% (22年度)	71.1% (25年度)	70.0%	9.0ポイント	52.5% (22年度)
	状況説明	実施主体である市町村と連携し、公立幼稚園での預かり保育の促進に取り組んだ結果、公立幼稚園における預かり保育を実施している市町村は33市町村、公立幼稚園でも預かり保育実施園は170園、71.1%となっており、平成28年度の目標値を達成することができた。引き続き、預かり保育の拡大拡充に取り組む。				
5	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
	ファミリーサポートセンター設置市町村数	17市町村 (23年)	31市町村 (25年)	30市町村	14市町村	—
	状況説明	平成25年度末時点においては、19箇所31市町村にファミリーサポートセンターは設置されており、H28目標値(30市町村)を達成した。今後は、設置促進とあわせ、先進地視察や研修会の開催により、センターの機能充実を図る。				

(2)参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
公的施設等放課後児童クラブ施設数(各年5月1日現在)	122か所 (23年)	136か所 (24年)	143か所 (25年)	↗	17,848か所 (23年)
放課後児童健全育成補助実施か所数(県全体)	223か所 (23年)	239か所 (24年)	266か所 (25年)	↗	—
預かり保育実施率(私立幼稚園)	100% (23年)	100% (24年)	100% (25年)	→	—
ワーク・ライフ・バランス認証制度企業数	29社 (23年)	41社 (24年)	48社 (25年)	↗	—
ファミリーサポートセンター設置市町村数	17市町村 (23年)	29市町村 (24年)	31市町村 (25年)	↗	—

### Ⅲ 内部要因の分析 (Check)

#### ○新たな子育て支援

- ・認可外保育施設の認可化にあたっては、施設設備だけでなく、運営費助成による運営体制の強化も求められている。
- ・指導監督基準達成支援事業による認可外保育施設の施設改修費助成について、県の立入調査による改善指導状況を基に実施計画を策定したが、その後、市町村の実施計画とのすり合わせが十分でなかったため、進捗が大幅遅れとなった。このため、市町村と改善指導状況の共通認識を図る必要がある。
- ・保育対策総合支援事業について、保育の質の向上のためには、保育士の確保が重要であり、県、事業者だけではなく、ハローワーク(国)、市町村等の関係機関も保育士確保対策に取り組んでいる。
- ・放課後児童クラブの公的施設活用を促進するため、市町村が実施する施設整備等に対し補助を行ったが、当該事業の実施にあたって、市町村の計画策定が要件となっているが、計画策定に時間を要したため、施設整備に遅れが生じた。また、当事業の目的・必要性について、市町村・保護者等関係者の理解が十分に得られていないこと、利用可能な公的施設の確保には調整に時間を要することなどにより、公的施設活用促進が計画値の10施設に対し、7施設に留まり、やや遅れとなった。このため、市町村・保護者等の関係者の理解を図る必要がある。

#### ○多様なニーズに対応した子育て支援

- ・安心こども基金事業について、待機児童が発生している市町村に対し、平成29年度末までの待機児童解消を目指す計画の策定を求め、平成25年度に取りまとめを実施したところ、1.1万人の保育の受け皿を確保する内容となったが、計画の進捗にあたっては、市町村の執行体制の確保が課題となっている。
- ・公立幼稚園の預かり保育の拡充については、市町村において、預かり保育に係る職員の確保が困難な状況にあるため、預かり保育職員の十分な数の確保が必要である。
- ・子育て支援推進について、預かり保育は100%実施されているが、教育相談、講演会、親子登園等については、33園中、18園未実施となっている。

#### ○仕事と家庭の両立支援

- ・ワーク・ライフ・バランスの推進は、社員の満足度を高め、生産性を向上させるとともに、人材の安定的な確保になることを理解してもらう必要がある。

### Ⅳ 外部環境の分析 (Check)

#### ○新たな子育て支援

- ・全国的にも保育士は不足している。県内の保育所を含む児童福祉施設等職員の離職率は16.7%となっており、県全体(全職業)の離職率(平成19年:7.7%)の2倍以上となっており、早期離職の対策を図る必要がある。

#### ○多様なニーズに対応した子育て支援

- ・他県と比較して高い合計特殊出生率を背景として、待機児童解消に対する県民ニーズは依然として高い。
- ・地域の実態や多様な保護者のニーズに対応した預かり保育の推進を図る必要がある。
- ・子育て支援推進については、子ども子育て三法の成立により、平成27年度からは幼保一体化した新制度が発足の予定である。これに伴い預かり保育に対する私学助成も、基本的に市町村の補助事業に移行することとなるが、制度の概要が明らかになっていないことから、国の動きを注視するとともに、随時私立幼稚園や市町村への情報提供を行う。

#### ○仕事と家庭の両立支援

- ・ワーク・ライフ・バランスへの取り組みは、労働者への利益供与が主で企業経営へのメリットは少ない、と考えている経営者や管理者は多く、また、規模が小さい企業ほど消極的な面がある。
- ・女性労働者が少ない建設業や運輸業などワーク・ライフ・バランスに関する認知や推進が図れていない業種がある。
- ・ファミリーサポートセンター推進事業について、平成25年度末時点においては、19箇所31市町村にファミリーサポートセンターは設置されているため、今後はセンターの機能充実が課題となる。



## V 施策の推進戦略案 (Action)

### ○新たな子育て支援

- ・認可化移行支援事業については、平成25年度補正予算において、人件費等の運営費支援の拡充を図ったところであり、平成26年度においても、約2,000人の児童を対象に運営費の支援を実施し、認可化に向けた運営体制の強化を図る。
- ・指導監督基準達成支援事業については、県の立入調査に基づく改善指導状況を市町村との共通認識とするため、保育の実施主体である市町村とともに立入調査を実施し、実施計画に施設改修を反映するように働きかける。
- ・保育対策総合支援事業について、保育士確保対策のための事業を沖縄県保育士・保育所総合支援センター(保育対策総合支援事業)に一本化し、市町村等関係機関との協働体制を活用して、総合的な保育士確保の取組を行う。
- ・放課後児童クラブの公的施設活用を促進するため、公的施設に移行することによりクラブの環境改善、利用料の低減が図られた事例(モデルケース)を数多く輩出し、利用者や学校、クラブ関係者に周知することにより、県内の放課後児童クラブの環境改善、保護者の負担軽減を図る。また、コーディネーターを配置し、実施主体である市町村の個別の課題に対応するなど、市町村と連携を図りながら事業を展開していく。
- ・保育士修学資金貸付事業の貸付けを受けた者は、5年以上保育士として勤務することにより返済が免除されることから、保育士の確保、早期離職の防止に有効であるため、貸付けの対象施設を指定養成施設(県内4施設)以外にも拡大するとともに、平成26年度入学生だけではなく、2年生(H25入学生)も対象とすることで、貸付け実績の増加を図る。

### ○多様なニーズに対応した子育て支援

- ・安心こども基金事業については、計画策定市町村を対象とした連絡会議の開催、関係職員による当該市町村への訪問等を行うことによって、市町村が作成した計画の進捗確認を踏まえ、施設整備の整備状況を把握し、それに基づき、定期的な計画の見直し等、市町村に対し指導、助言及び支援を実施する。また、当該事業において、引き続き、保育所の創設や増改築に対する施設整備補助を行い、早期の待機児童の解消を目指す。
- ・公立幼稚園の預かり保育の拡充について、各市町村に対し、教育委員会訪問や幼稚園担当指導主事連絡協議会等を通して、預かり保育に係る職員の配置改善等の幼稚園教育の環境整備、地域の実態や保護者のニーズに応じた子育ての支援のあり方等について「幼児教育政策プログラム」の策定を引き続き促していく。
- ・子育て支援推進については、移行にあたり混乱のないよう、市町村及び幼稚園との連携に努めるとともに、国の新制度の動向について注視し、円滑な移行を推進するため、私立幼稚園への情報提供や説明会の実施等を行う。また、教育相談、講演会、親子登園等を実施していない園に対しては、取り組み例を示し実施を促進する。

### ○仕事と家庭の両立支援

- ・ワーク・ライフ・バランスの推進について、県民や事業者にワーク・ライフ・バランスのメリットをアピールするため、ホームページや広報誌等での周知に加え、集客が見込めるセミナーやその他効果的な方法での周知を図る。また、社会保険労務士やコンサルタントをアドバイザーとして企業へ積極的に派遣し、相談に応じることにより、企業の現状に沿った内容でのワーク・ライフ・バランスの推進を支援する。
- ・ファミリーサポートセンター推進事業については、ファミリーサポートセンターアドバイザーを対象とした研修会の開催や先進地視察により、センターの機能強化に努めるとともに、チラシの作成・配布により、ファミリーサポートセンター未設置の町村に対し、更なる周知を図り、設置を希望する町村に対しては必要な支援を行う。

## 「施策」総括表

施策展開	2-(2)-ウ	子ども・若者の育成支援		
施策	①子ども・若者の支援に向けた環境づくり		実施計画掲載頁	96頁
対応する主な課題	<p>○子ども・若者をめぐる環境が悪化し、ニート、ひきこもり、不登校など子供・若者が抱える問題が深刻化していることから、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を総合的に支援する体制を整備する必要がある。</p> <p>○夜型社会、飲酒に寛容、他人の子どもに無関心など地域社会の問題、親子関係の希薄化等から少年非行の低年齢化が課題となっていることから、青少年が健全に成長できる環境を整備する必要がある。</p>			
関係部等	子ども生活福祉部、商工労働部、教育庁、警察本部			

### I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成25年度				
主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要	
○子どもの多様な居場所づくり				
1	青少年交流体験事業	7,369	順調	○青少年フレンドシップイン九州として252人の小・中・高校生を九州へ派遣して研修を行った。また、「大分県少年の船」の受入を行い、他県青年との交流を図った。(1)
2	内閣府青年国際交流事業派遣	66	順調	○県内の大学等に資料を送付する等参加募集や事業報告会の周知を図った。そのうえで、内閣府主催の青少年国際交流事業として、県内2名の青少年が国際交流に参加した。(2)
3	放課後子ども教室推進事業(学校・家庭・地域の連携協力推進事業)	28,429	大幅遅れ	○補助金を活用している市町村の実践事例集を作成し、各市町村へ配布した。そのうえで、放課後子ども教室や地域住民による学校支援ボランティアの活用により、地域における教育支援体制づくりを図った。放課後子ども教室推進事業は、市町村の事業費縮小により、実施教室数及び実施回数が減少し、大幅遅れとなった(参加した大人の延べ数:計画67,000人、実績36,433人)。(3, 4)
4	学校支援地域本部事業(学校・家庭・地域の連携協力推進事業)	34,203	順調	
○支援ネットワークの構築				
5	青少年健全育成推進事業	13,269	順調	○子ども・若者総合相談センターの設置に向け、先進県調査や子ども・若者支援地域協議会をはじめとする関係機関と意見交換を行い、同センターのあり方等を検討した。(5)
6	若年無業者職業基礎訓練事業	31,614	やや遅れ	○公募等を早期に開始し、訓練回数を前年度の5回から7回へ増加させた。そのうえで、ニート等の若年無業者に対し、「知識・技能習得」、「知識・技能及び実践能力習得」、「実践能力習得」の3つの訓練コースを県内各地に設置し、就労に必要な基礎的な職業訓練を実施した。訓練定員数は、計画値105人に対し、実績値85人となったため、やや遅れとなった。(6)

様式2(施策)

7	教育相談・就学支援事業(高等学校)	17,515	やや遅れ	○就学支援員の配置時間を週6時間から週8時間へ延長したうえで、県立高等学校における不登校や引きこもりなどの生徒を支援するため、就学支援員を学校へ派遣し、家庭訪問等の実施によるカウンセリングを行った。就学支援員配置校数が計画値15校に対し13校にとどまったため、やや遅れとなった。(7)
8	スクールカウンセラー配置事業(県立高校)	13,784	順調	
9	スクールカウンセラーの配置(小中学校)	138,045	順調	
10	スクールソーシャルワーカーの配置(小中学校)	21,235	順調	○いじめ、不登校等の未然防止及び解消に向けた取組について、通知文書や校長研修会、教頭研修会等で取組の強化を促した、そのうえで、各教育事務所にスクールソーシャルワーカーを14人配置するとともに、スクールカウンセラー78名を小学校126校、中学校149校に配置し、高校46校に25名を配置して、児童生徒の不登校やいじめ等、問題行動の解決と未然防止を図った。(8, 9, 10)
11	中学生いきいきサポート事業	61,562	順調	○中学生の不登校及び問題行動の未然防止、早期解決を図るため、相談員45人を延べ42校に配置し家庭訪問による支援等を行った。(11)
○非行少年を生まない社会づくり				
12	青少年健全育成推進事業	13,269	順調	○青少年健全育成を図るため、沖縄県青少年保護育成審議会の開催(2月)、立入調査の実施、深夜はいかい防止県民一斉行動の実施等を行った。(12)
13	青少年健全育成事業	90,146	順調	○スクールサポーター等による非行防止対策や大学生少年サポーター等少年警察ボランティアと連携した立ち直り支援活動、保護者カウンセリングの実施等を行った。(13)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	若年無業者率(15~34歳人口に占める割合)	1.9% (17年)	1.4% (22年)	減少	0.5ポイント	1.1% (22年)
	状況説明	本県の若年無業者率は改善しているが、全国的にみると依然として比率は高い(全国5位)。訓練受講者が昨年より28名増加し、訓練コースについても2つ増加しており、H25年で計77名の訓練生がニート状態から改善した。事業継続により、平成28年までに若年無業者率を全国水準までに改善することを目標としている。				
2	小中高校不登校率	小 0.37% 中 2.60% 高 2.97% (22年)	小 0.36% 中 2.72% 高 3.22% (24年)	小 0.27% 中 2.50% 高 1.66%	小 0.01ポイント 中 △0.12ポイント 高 △0.25ポイント	小 0.31% 中 2.56% 高 1.72% (24年)
	状況説明	平成25年度は集計中(9月頃文科省公表)。平成24年度の不登校率は、中高で基準年よりも悪くなっている。成果指標の目標値達成のため、学校とスクールカウンセラー等相談員、地域、関係機関と連携した教育相談体制の更なる充実を図る。				

様式2(施策)

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
3	刑法犯少年の検挙・補導人員	1,420人 (23年)	1,315人 (25年)	1,250人以下	105人	69,061人 (25年)
	状況説明	各種非行防止対策及び健全育成対策を講じた結果、刑法犯少年の検挙・補導人員が1,315人と前年比225人(20.6%)増加しているが、基準値の平成23年からは105人(7.4%)減少している。この減少傾向を堅持することで、平成28年の目標を達成できる見込みである。				

(2)参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
フレンドシップイン九州派遣児童数	252人 (23年)	248人 (24年)	252人 (25年)	→	—
放課後子ども教室等推進事業参加した大人の延べ数	67,000人 (23年)	57,700人 (24年)	36,433人 (25年)	↘	—
学校支援ボランティア参加延べ数	120千人 (23年)	210千人 (24年)	192千人 (25年)	↗	—
犯罪少年の再犯者率	45.0% (23年)	43.6% (24年)	37.0% (25年)	↗	34.3% (25年)

III 内部要因の分析 (Check)

<p><b>○子供の多様な居場所づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府青年国際交流事業については、応募時期を早め、広域的に広報するなどにより周知を図る必要がある。</li> <li>・放課後子ども教室推進事業は、国・県・市町村が1/3ずつ事業費を負担するため、財政事情により思うように事業を拡大できない市町村がある。</li> <li>・学校支援地域本部事業では、学校が必要とするボランティア人材が見つからない等、要望と人材のミスマッチや、学校側の受入体制が不十分であるなど、学校と地域の連携体制の構築などに課題を抱えている市町村がある。</li> </ul> <p><b>○支援ネットワークの構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若年無業者職業基礎訓練事業については、関係機関との調整の結果、訓練定員数は計画値105人に対し、実績値85人となったため、やや遅れとなった。また、同一地区に受託先が複数ある場合は、訓練生の状況把握に支障をきたさないために、訓練時期が重複しないように訓練期間を設定する必要があるほか、一括交付金の交付決定遅れによって訓練時期が遅れる場合も想定されるため、関係機関との調整を図ることで、訓練生の確保、受託先の効果的な訓練計画の作成を促していく必要がある。</li> <li>・スクールカウンセラー配置については、国・県の財政が厳しい状況にあるが、学校教育の課題である不登校対策を推進していくため、スクールカウンセラーを計画的に配置する必要がある。</li> </ul>
--

#### IV 外部環境の分析 (Check)

##### ○子どもの多様な居場所づくり

・青少年交流体験事業については、県民のニーズは高く、倍率は2倍前後で推移しているが、参加者から負担金を徴収しても、事業全体の費用をまかなえていない。事業継続のため、財源の確保と事業費の見直し等の検討が必要である。

##### ○支援ネットワークの構築

・青少年健全育成推進事業について、子ども・若者育成支援推進法や改正沖振法の施行等により、国及び地方公共団体は、ニート、ひきこもり、不登校など困難を有する子ども・若者への総合的な支援を行うことが求められている。

・本県高校生の不登校のきっかけは、特に、「無気力」(33.7%:H24)及び「あそび非行」(22.0%:H24)が大部分を占めている。(出典「文部科学省 平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)

・いじめ、不登校、問題行動等の発生の未然防止、早期解決に向けた取り組みが必要である。

##### ○非行少年を生まない社会づくり

・青少年健全育成推進事業については、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する法律」(平成21年4月施行)が制定され、電話関係事業者には、青少年が使用する携帯電話機にフィルタリング提供義務等が課された。同義務は保護者からの申出による解除が可能なことから、保護者の意識啓発の取組みが必要となっている。

・青少年健全育成事業については、犯罪少年の再犯者率が、全国と比較して高いことから、今後も再び非行に走りかかない少年の立ち直りを支援する取組を引き続き行っていく必要がある。

#### V 施策の推進戦略案 (Action)

##### ○子供の多様な居場所づくり

・青少年交流体験事業については、企業協賛金等の確保に努め、ひとり親家庭等の児童参加枠の維持に努める。また、財団職員・理事による営業活動の強化を行う必要がある。また、資金造成イベントについて検討する。

・内閣府青年国際交流事業については、短大、大学、専修学校等と連携する他、様々な媒体(テレビ・ラジオ・各企業団対等)への広報依頼を行うなど、広域的な広報活動を実施する。

・現在補助事業である放課後子ども教室推進事業は、市町村が主体となって実施している。今後は、補助金に頼らない事業実施、または効率化を図った事業を展開している事例を研修会等で紹介し、市町村が単独で実施できるよう促す。

・学校支援地域本部事業では、学校からの要望と人材のミスマッチを解消するため、地域コーディネーター等研修会を行い、地域コーディネーター等事業関係者の資質向上を図る。

##### ○支援ネットワークの構築

・青少年健全育成推進事業については、子ども・若者総合相談センターを設置し、また相談ケースに応じ、子ども・若者支援地域協議会を活用することで、困難を有する子ども・若者の支援体制の構築・強化を図る。

・若年無業者職業基礎訓練事業については、公募を早期に開始し、受託先の選定を早期に行い、訓練期間・回数等の確保に努める。サポートステーション等の受託先等の関係機関を交えた会議を開催し、今後の訓練カリキュラムの案・事業の成果・改善点等を報告をする機会を設け、今後事業を実施する際の参考とする。

・スクールカウンセラー配置については、高度な専門的な知識・経験を有する人材の確保のため、関係機関と配置方法や時期等について連携に努め、スクールカウンセラーとそれに準じた人材の活用については、配置校数や学校の実情を考慮した配置を行う。

・「無気力」や「あそび非行」がきっかけで不登校になる生徒が多いことから、相談員には臨床心理士等の有資格者の人材確保に努める。また、家庭訪問や学習支援等を担任等と連携して行うことで学習意欲を高め、卒業後の進路等について関心を持たせる。

・いじめ、不登校等の未然防止及び解消に向けた取組について、学校、スクールカウンセラー、関係機関等を活用し更なる教育相談の充実を図る。特にいじめ事案については、早期に警察へ相談。通報すべきいじめ事案について、研修等を通して学校への周知徹底を図る。

##### ○非行少年を生まない社会づくり

・青少年健全育成推進事業については、教育機関・警察・PTA団体等と連携して保護者向けにフィルタリングの必要性について周知する等、携帯電話やスマートフォン等のフィルタリングの普及啓発の推進を図る。

・青少年健全育成事業については、大学生少年サポーターや少年補導員等の少年警察ボランティア及び少年補導職員やスクールサポーターの充実、強化を図るなどして、非行を繰り返す少年に対して積極的に手を差し伸べる支援活動を更に強化する。

## 「施策」総括表

施策展開	2-(2)-エ	要保護児童やひとり親家庭等への支援		
施策	①要保護児童等への支援		実施計画掲載頁	99頁
対応する主な課題	<p>○児童虐待については、発生の予防、相談・支援体制の強化、関係機関の役割分担と連携、県民への周知・広報等が課題であることから、市町村要保護児童対策地域協議会の設置促進、児童相談所の職員体制の強化、関係機関の連携強化、県民に対する児童虐待の通告義務等の広報・啓発の推進を図るとともに、社会的養護体制の充実を図る必要がある。</p> <p>○沖縄県は全国と比較して母子家庭の出現率が高く、その就業形態は約半数が非正規労働者となっており、ひとり親家庭の生活は厳しい状況にある。このため、ひとり親家庭等の自立支援が重要な課題となっている。</p>			
関係部等	子ども生活福祉部			

### I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成25年度			
主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
1 児童虐待防止対策事業	37,452	順調	○児童相談所の生活指導専門員を新たに4名増員配置し、相談支援体制の強化を図るとともに、講演会・研修会・ワークショップ等を開催し、専門職員の資質向上を図った。(1)
2 子育て総合支援モデル事業	39,104	順調	○支援世帯の優先順位において町村の要望が反映する仕組みを構築するなど、町村が実施しやすい環境の整備を図った。そのうえで、4町村(嘉手納町、北谷町、西原町、南風原町)で学習支援及び養育支援等を行った(支援世帯数82世帯)。(2)
3 被虐待児等地域療育支援体制構築モデル事業	20,212	順調	○相談・支援しやすい環境の整備を図るため、里親等が直接施設に相談・支援を申込み方法に切り替えた。そのうえで、県内の4つの児童養護施設に心理療法士等を配置し、専門医を派遣して特別なケアを必要とする児童への支援を行った。(3)

### II 成果指標の達成状況 (Do)

#### (1) 成果指標

成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1 要保護児童対策地域協議会の設置市町村数(割合)	37市町村 (90.2%) (24年)	38市町村 (92.7%) (25年4月時点)	41市町村	1市町村 (2.5ポイント)	1,736市町村 (99.7%) (24年)
状況説明	要保護児童の適切な保護又は要支援児童等への適切な支援を図るため、全市町村へ要保護児童対策地域協議会の設置を促進しているところであり、現在、38市町村に設置されている。全市町村への設置という目標値達成に向け、引き続き、市町村への設置促進を図っていく。				

#### (2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
—	—	—	—	—	—

### Ⅲ 内部要因の分析 (Check)

- ・児童虐待防止対策事業については、一般県民及び社会的養護を担う専門職員に対し、講演会、研修会、ワークショップ等の受講機会のさらなる充実を図る必要がある。
- ・現在、3町村に要保護児童対策地域協議会が設定されていない状況であり、当該町村は、要保護児童の件数が少ない等の理由から、本協議会の設置の必要性について理解が得られていない状況にある。
- ・子育て総合支援モデル事業については、調整に時間を要し、実施期間が十分でない町村もあった。また、当該事業は、将来的には実施主体を県から市町村へ引き継ぐことを想定しているため、後年の財政負担を懸念し事業実施に慎重な町村もある。
- ・被虐待児等地域療育支援体制構築モデル事業は、事業開始後間もない事もあり、支援を必要とする児童やその家庭等への事業内容等の周知が十分ではなく、利用につながらなかった。

### Ⅳ 外部環境の分析 (Check)

- ・被虐待児等地域療育支援体制構築モデル事業は養護施設で実施しているため、支援を必要とする対象者がより利用し易い環境整備に努める必要がある。

### Ⅴ 施策の推進戦略案 (Action)

- ・児童虐待防止対策事業については、一般県民への児童虐待の通告義務等の広報・啓発策として、講演会・研修会の開催回数、内容等を充実させていくとともに、児童養護施設等の社会的養護を担う専門職員への専門研修等を受講する機会の充実・強化に努め、さらなる資質向上を促す。
- ・子どもに関する相談支援機関等の情報共有が可能となるよう、児童相談所との連携により要保護児童対策地域協議会の未設置町村に対してはこれまで以上に設置を促進し、既設置市町村に対しては運営支援を強化する。
- ・子育て総合支援モデル事業については、事業説明会にて、町村に対して事業趣旨や事業効果の周知を行うとともに、特に、支援対象児童が多い等、事業実施の必要性が高い町村に対しては、個別に、事業の必要性やこれまでの実績をモデルケースとして紹介することで、当該事業の早期実施を促す。
- ・被虐待児等地域療育支援体制構築モデル事業の内容を紹介するパンフレットを作成・配布し、周知を図るとともに、里親サロンや交流会、研修会等の場などを活用して周知活動を行い、利用促進を図る。
- ・被虐待児等地域療育支援体制構築モデル事業については、養護施設で各種プログラムや勉強会等を実施することで、支援を必要とする児童や家庭等が利用し易い環境を構築していく。

## 「施策」総括表

施策展開	2-(2)-エ	要保護児童やひとり親家庭等への支援		
施策	②ひとり親家庭等の自立支援	実施計画掲載頁	99頁	
対応する主な課題	○沖縄県は、全国と比較して母子家庭の出現率が高く、その就業形態は約半数が非正規労働者となっており、ひとり親家庭の生活状況は厳しい状況にある。このため、ひとり親家庭等の自立支援が重要な課題となっている。			
関係部等	子ども生活福祉部、商工労働部			

### I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成25年度				
No.	主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
1	母子家庭等医療費助成事業	274,527	順調	○ひとり親家庭等の保護者及び児童が医療費に要した費用に係る市町村助成額の一部について、県が市町村へ補助を行った。(1)
2	母子家庭等自立促進事業	53,297	順調	○母子寡婦福祉関連事業をまとめたリーフレットを作成・配布し、制度の周知を図った。そのうえで、ひとり親家庭等の自立促進を図るため、就業相談(376件)や講習会、高等技能訓練促進費の支給、生活支援ヘルパーの派遣等を行った。(2)
3	母子家庭生活支援モデル事業	55,589	順調	○支援を終了した世帯を対象にアンケートを実施し、その結果に基づき、就職に向けてのビジネスマナー等の講座を実施した。支援が必要な母子家庭(延べ30世帯)へ民間アパート等の居室を提供し、生活・就労・子どもの学習等の総合的支援を行った。(3)
4	母子家庭の母等の職業的自立促進事	8,377	順調	○県内求人誌や各種広告等を利用し訓練の周知を図ったうえで、就職を希望する母子家庭の母等のうち、職業能力の開発を必要とする者に対して、専修学校等の民間教育訓練機関を活用した職業訓練を行った。(4)
5	ひとり親家庭技能習得支援事業	20,066	順調	○ひとり親家庭の就労改善を図るため、親への技能習得(中国語)及び就労支援、受講中の子どもの一時預かり等の子育て支援を行った。(5)

### II 成果指標の達成状況 (Do)

#### (1) 成果指標

No.	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	就業相談から就職に結びついたひとり親家庭の数(累計)	84世帯 (23年)	305世帯 (25年)	400世帯	221世帯	—
	状況説明	平成25年度においては、就業相談376件のうち107件が就職に結びつき、累計は305世帯となった。当該就業相談を継続していくことで、目標値の達成は可能であると考え。				

#### (2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
委託訓練修了者(母子家庭の母等コース)の就職率	71.4% (23年度)	81.3% (24年度)	92.1% (25年度)	↗	—



### Ⅲ 内部要因の分析 (Check)

- ・ひとり親家庭等の自立支援に関する各支援施策について更なる周知に取り組む必要がある。
- ・母子家庭の母等の職業的自立促進事業については、職業訓練のコースを増設し、定員も増やしたが受講者が確保できず定員割れとなった。
- ・ひとり親家庭技能習得支援事業については、早期事業開始による就労支援期間の確保と支援内容の見直しが必要である。

### Ⅳ 外部環境の分析 (Check)

- ・各支援施策の効果を高めるため、ひとり親家庭等のニーズの把握に努める必要がある。
- ・母子家庭等医療費助成事業については、ひとり親家庭等が増加傾向にあることから、それに伴い補助金等も増加しており、引き続き同制度の高い需要が見込まれている。

### Ⅴ 施策の推進戦略案 (Action)

- ・チラシの配布、広報誌や新聞への掲載、ラジオでの広報等、沖縄県母子寡婦福祉連合会等の関係団体や市町村、マスコミ等を通じて、各支援施策の周知を図っていく。
- ・母子家庭の母等の職業的自立促進事業については、受講者を確保するため、県内求人誌や各種広告を利用する他、病院や公共施設などの親子が利用する施設での周知を図る。また、母子家庭の母等のニーズに対応した訓練コース及び業種の選定を行う。
- ・ひとり親家庭技能習得支援事業については、講座開始時期を早めて就労支援期間を3ヶ月確保し、また前年度受講生へのフォローアップとして、ダブルワークが可能な就職情報等の提供を行う。
- ・支援対象者へのアンケートや関係団体等からの聞き取り等により、ひとり親家庭等のニーズを把握し、効果的な事業実施に努める。
- ・母子家庭等医療費助成事業については、今後も県内全市町村で適切な事業実施が図られるよう補助金必要額の確保に努める。